## 主な助成制度

市・県の主な助成制度 注:助成制度が変更となる場合もありますので、各助成制度の担当部署に事前にお問い合わせください。

助成制度名	助成対象団体	助成対象事業	助成金額	申請時期	問い合せ先
いわき市ま ち・未来創造 支援 助金	いわき市に住所を 有する団体など	地域課題の解決・市民サービスの向上のために行う社会貢献活動及びまちづくりを担う創造性豊かな人材を育成するために行う活動(1)まちづくり活動(スタートアップ)支援事業(2)まちづくり活動(ソフト)支援事業(3)人材育成支援事業(4)NP0法人設立支援事業	(1)対象経費の5分の4以内、上限20万円 (2)対象経費の3分の2以内、上限100万円 (3)対象経費の2分の1以内、上限50万円 (4)対象経費の5分の4以内、上限20万円	実施予定年度の 前年度2月20日 ※(3)、(4)については予算が上限に達する 随時募集	いわき市 市民協働部 地域振興課 電話: 0246-22-7414
いわき地域 共生社会り ま補助金	市内で公益的活動 を行う法人、地縁組 織、協同組合、任意 団体、民間企業等	地域共生社会の実現に向け、高齢者、障がい者、子ども等の福祉の増進に資する取り組みのうち、地域課題に対応することを目的とした今後の模範となる活動	・ソフト事業支援補助金は、 補助対象経費の2分の1以 内、上限100万円 ・ハード事業支援補助金は、 補助対象経費の4分の3以 内、上限500万円	実施予定年度の 4月 ※申請状況により追加募集有り。	いわき市 保健福祉部 地域包括ケア 推進課 電話: 0246-27-8574

助成制度名	助成対象団体	助成対象事業	助成金額	申請時期	問い合せ先
いわき市障 害者自発的 活動支援事 業費補助金	障がい者が主体性 をもって、地域で自 立して生活ができ るような取組みを 行っている団体	障がい者が自立した日常生活及び社会生活を 営むことができるよう、障がい者、その家族、 地域住民等が自発的に実施する取組みであっ て、ピアサポート、災害対策、孤立防止活動 支援、社会活動支援、ボランティア活動支援 及びその他形式支援のいずれかに該当する事 業	補助対象経費の実支出額、実施予定年度の予算額を上限とする	実 年 を ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	いわき市 保健福祉部 障がい福祉課 電話: 0246-22-7485
いわきの 有者の が が が が が 者 が 者 不 者 不 者 の が 者 る の が る の ん る の ん る の ん る の ん る の ん る の ん る の ん る の ん る の ん る の ん る の ん る の ん る の と の る の る の と の と の と の と の と の と の	所有者のいない猫 に係る猫管理活動 について市の登録 を受けた構成員 3 名以上の団体	所有者のいない猫の不妊去勢手術	・雄猫の去勢手術 3,000円/匹(上限) ・雌猫の不妊手術 4,000円/匹(上限)	4月から翌年3 月中旬 (予算額に達し た時点で終了)	いわき市 保健福祉部 保健所 生活衛生課 電話: 0246-27-8592
ちびっこ広 場設置・整備 費補助事業	区、町内会、子供会 等の団体	ちびっこ広場(地域の不特定多数の児童の利用に供することを目的として、自主的に空き地等を確保して設置する屋外の遊び場)の設置および整備	・設置事業:実支出額の5 分の4以内、上限36万円(ただし、危険防止施設整備に 関しては、面積に応じ限 額等が変わります) ・整備事業:実支出額の3 分の2以内、上限20万円(た だし、危険防止施設整備に 関しては、面積に応じ限度 額等が変わります)	事業実施予定年 度の前年度 9 月 末まで	いわき市 こどもみらい部 こども政策課 電話: 0246-22-7483

助成制度名	助成対象団体	助成対象事業	助成金額	申請時期	問い合せ先
公 益 信 託 駒澤嘉学習 ま生涯 振興基金	・市教育委員会が認 定した社会教育関 係団体 ・平第二小学校マナ ビィ館使用登録団 体 ・その他学習活動を 行う団体	学習団体が主催し、広く市民を対象とした学習機会を提供する事業で、次の全てに該当する事業 (1)講座、研修会、セミナー、教室、シンポジウム等の開催による学習機会の提供の実施 (2)原則として公民館、生涯学習プラザ等の社会教育施設を会場とする (3)団体の活動分野と関連した内容	1団体当たり10万円を限度 に助成する	実施予定年度の 前年度の2月上 旬から3月上旬	いわき市教育 委員会事務局 生涯学習課 電話: 0246-22-7556
いわき市文 化振興業補 助金	市内に住所または 活動の拠点を有す る個人または団体	(1)成果発表事業(日ごろの文化活動の成果を広く市民に公開、発表するもの)(2)招へい事業(国内外の優れた芸術家や団体を招いて、共に文化活動の成果を市民に公開するもの)(3)参加事業(文化行事において、選抜または推薦等により福島県代表以上の資格またはそれに準ずる資格で発表会等に出場、参加するもの)	(1)(2)は、補助対象経費の5分の1以内。上限は団体20万円、個人10万円(3)は、東北大会への個人参加6千円、団体参加6万円、全国大会の個人参加1万5千円、団体参加10万円、国外大会の個人参加3万円、団体参加30万円	(1)(2)は、実施年 度の5月31日ま で (3)は、参加事業 が行われる10日 前まで	いわき市観光 文化スポーツ部 文化振興課 電話: 0246-22-7544
いわき市ふる音成事業補助金	市内でふるさと産 品を生産、または加 工する業者で構成 する団体等	(1) ふるさと産品の普及および宣伝に関する 事業 (2) ふるさと産品の販路の開拓に関する事業 (3) ふるさと産品の開発および育成に関する 事業 (4) その他、ふるさと産品の育成に関する事 業	(1)(3)は、対象経費の2分の1で50万円まで。 (2)は、対象経費の2分の1で10万円まで	実施予定年度の 前年度2月 (前回は、令和7 年2月1日~2 月28日)	いわき市観光 文化スポーツ部 観光振興課 電話: 0246-22-7477

助成制度名	助成対象団体	助成対象事業	助成金額	申請時期	問い合せ先
福島県地域支援事業(サート事業) 一般 一般 一般	地域の皆さんが自 主的に組織されて いる団体など	地域づくり団体等の皆さんが地域の課題を踏まえ、地域の特性を活かして行う地域の活性化に効果があると認められる、広域的視点に配慮された事業または先駆的な、モデル的事業であり各地方振興局長が定める採択方針に合致する事業。(営利目的の事業は除く)	補助対象事業費の3分の2以 内で、上限500万円 (注)補助対象事業費が50万円を下回る事業は原則として 対象になりません。	実施予定年度の前 年度1月末から2 月中旬頃 ※申請に関する相 談は通年受付	福島県 いわき地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工 労政課 電話: 0246-24-6006
福創援一助中活集化 場終(業) 場終(業) 地合サ) 連地合サ) 連地化活 大金山性等 大金山性等 大金山性等 大金山性等 大金山性等 大金山性等	・集落等(行政区、 自治会、町内会等)	元気で賑わいのある地域づくりを目指し、過疎・中山間地域の集落等が行う、 集落等の再生・活性化への取組と、それらの団体による集落等再生計画を策定するための事業。(営利目的の事業は除く)	(1)集落等再生事業 補助対象事業費の5分の4以 内で、上限500万円(ただし、 「集落等再生計画」を策定にし、 その計画に基づく事業をで10分の10以内、100万円を超え する場合は、100万円を超える部分は5分の4以内) (注)補助対象事業費が25万円を下回る事業は原則として対象になりません。 (2)集落等再生計画策定事業補助対象事業費の10分の10以内で、上限30万円	実施予定年度の前 年度1月末から2 月中旬頃 ※申請に関する相 談は通年受付	福島県 いわき地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工 労政課 電話: 0246-24-6006
福創援一助中活スッ業業島生業事(間 一支収 地合サ)疎地化ト援益 ですが ())	・集落等と協定を結び、市の推薦を受人、 た民間企業(個人、 法人) ・集落等と協定を結び、 ・集落の推薦を受けた協定団体(任 た協定団体(任 を ・集営利活動法人)	過疎・中山間地域の民間企業や協定団体が行う、地域に根差したスモールビジネスの立ちあげや生業の創出に係る取組。 (※既に収益事業を実施している団体における業態転換や新分野への進出、事業拡大等も含みます。)	・補助対象事業費の10分の9 以内で、上限300万円(ただし、3ヶ年を限度に継続を認める場合は補助の累計額を300万円とする) (注)補助対象事業費が20万円を下回る事業は原則として対象になりません。	実施予定年度の前 年度1月末から2 月中旬頃 ※申請に関する相 談は通年受付	福島県 いわき地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工 労政課 電話: 0246-24-6006